

福岡市「コミュニティとの共働」推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市において、コミュニティ（自治協議会、自治会・町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織等をいう。）との共働に向けた体制をつくり、コミュニティとの共働による住みよいまちづくりを推進するため、福岡市「コミュニティとの共働」推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市とコミュニティの共働の推進に関すること。
- (2) コミュニティに関する施策に関すること。
- (3) その他、コミュニティに関し、本部長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の事務局は、市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月21日から施行する。

別表

| |
|--------------|
| 会計管理者 |
| 市長室長 |
| 総務企画局長 |
| 財政局長 |
| 市民局長 |
| こども未来局長 |
| 保健福祉局長 |
| 環境局長 |
| 経済振興局長 |
| 農林水産局長 |
| 住宅都市局長 |
| 道路下水道局長 |
| 港湾局長 |
| 東区長 |
| 博多区長 |
| 中央区長 |
| 南区長 |
| 城南区長 |
| 早良区長 |
| 西区長 |
| 消防局長 |
| 水道事業管理者 |
| 交通事業管理者 |
| 教育長 |
| 市選挙管理委員会事務局長 |
| 人事委員会事務局長 |
| 監査事務局長 |
| 議会事務局長 |